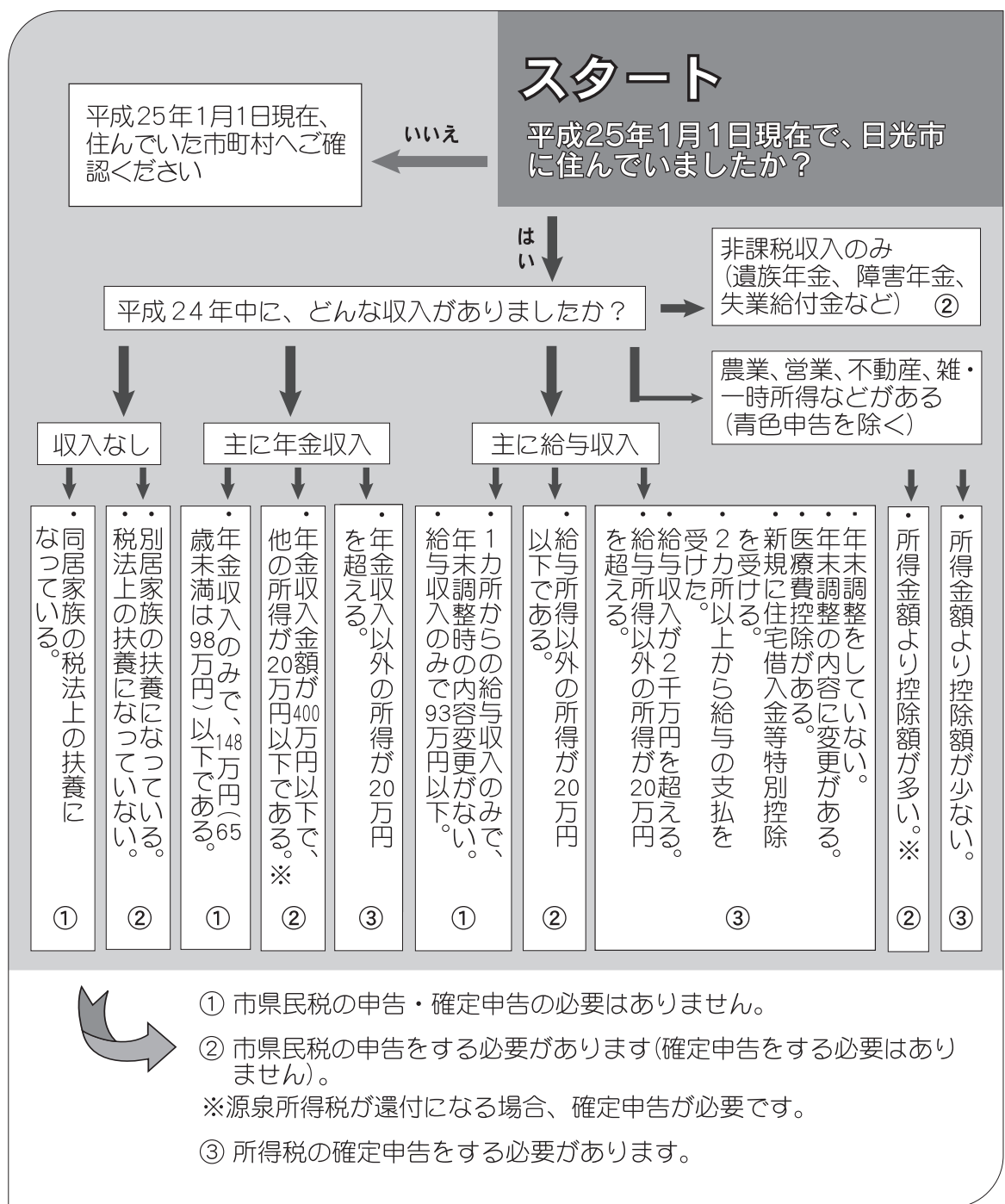


税の申告は正しくお早めに！

申告の必要があるか確認してみましょう



申告に必要なもの

所得税と市・県民税の申告に必要なものは次のとおりです。

- ① 印鑑（認め印）
※朱肉を使用する印鑑をお持ちください。
- ② 申告者本人の金融機関の口座情報
※金融機関名・支店名・口座番号

をメモして頂くか、預貯金通帳をお持ちください。

- ③ 収入に関する書類
給与所得者や公的年金受給者：源泉徴収票（原本に限る）
事業所得者（農業・営業・不動産）：収支内訳書
※内訳書の内容を確認させていただく場合がありますので、収入・支出の分かる帳簿や領収書などを一緒にお持ちください。
 - ④ 控除に関する書類（会社の年末調整で提出したものは除く）
生命保険料（一般用・個人年金用）控除や地震保険料控除を受ける場合：保険料や掛け金の控除証明書
社会保険料控除を受ける場合
・国民年金保険料：控除証明書（日本年金機構が発行）や領収書など支払いを証明する書類
・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料：市役所で申告する場合、申告時にお申し出ください。市役所以外で申告する場合、領収書や納付額確認書など納付を証明する書類があると便利です。
- ※納付額確認書は収税課や税務課、各総合支所市民福祉課、各支所・出張所、市民サービスセンターで発行します。



障害者控除については、情報なび28ページをご覧ください。

※年金から天引きされた国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、申告者本人以外の社会保険料控除とすることはできませんのでご注意ください。

○医療費控除を受ける場合：各人で記入した所定の医療費の明細書とその医療費の領収書

申告の会場と期間

今年も所得税と市・県民税の申告の時期になりました。

申告は、市・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を決定するための資料となるばかりでなく、所得証明などのさまざまな証明書の基になるものです。

申告期間中は会場が大変混雑します。事前に必要書類の記入・計算を済ませておくなど、ご協力をお願いします。

◆所得税

会場 鹿沼商工会議所アザレアホール（鹿沼市睦町287・16）
期間 2月12日（木）～3月15日（金）
午前9時～午後4時

※この期間以外は、鹿沼税務署で申告してください。

※所得税の還付申告は、1月4日（金）から鹿沼税務署で、2月12日以降は右記会場で受け付けます。

◆市・県民税と所得税

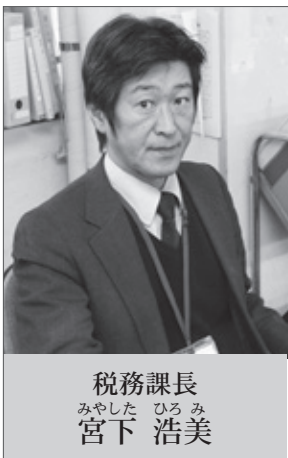
会場・期間 各地域の会場と期間は、広報につこうと一緒に配布した「申告のお知らせ」をご覧ください。

◆確定申告にご協力ください

今年も、市民税・県民税の申告時期が来ました。この申告は、平成25年度の住民税算出の基礎となる他、各種保険料の算定や証明の資料となる大変重要な手続きです。

申告が必要な方は、2力所以上から給与の支払いを受けている方や、年の途中で退職された方など、所得税を含め、計算をし直す必要がある方です。また、社会保険料、生命保険料などの控除を受ける場合には、支払い証明書が必要となります。

短期間で1万件以上の申告をお受けするため、自分でできる範囲のことは済ませておくようお願いいたします。一人当たりの受付時間を短くし、申告会場での待ち時間を減らすために、ご不明な点はあらかじめ、税務署や市役所税務課にお問い合わせください。



税務課長 宮下 浩美
みやした ひろみ